

介護サービスの種類

必要なサービスを 組み合わせて利用できます

要介護1～5／要支援1・2の人が利用できるサービス (介護給付／予防給付)



在宅サービス

※利用者負担は原則としてサービス費用の1割です。所得の高い人は利用者負担が2割または3割になります（P9参照）。

通所して利用する

●通所介護（デイサービス）

要介護1～5の人

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

■サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合（7時間以上8時間未満）
※送迎を含む

要介護1～5 ▶ 6,580円～11,480円

要支援1・2の人は、
介護予防・日常生活支援総合事業の
「通所型サービス」を利用します

要支援1・2の人

●通所型サービス 市町村独自事業

- 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。
- 生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善などの短期的な指導を行います。

●通所リハビリテーション (デイケア)

要介護1～5の人

介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。

■サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合（7時間以上8時間未満）
※送迎を含む

要介護1～5 ▶ 7,620円～13,790円

要支援1・2の人

介護予防 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを日帰りで行うほか、その人の目標に合わせた栄養改善、口腔機能向上のサービスを提供します。

■サービス費用のめやす（月単位の定額）

※送迎、入浴を含む

要支援1 ▶ 1か月22,680円

要支援2 ▶ 1か月42,280円

栄養改善 ▶ 1か月2,000円

口腔機能向上（Ⅰ）
▶ 1か月1,500円

介護予防通所リハビリテーションでは、以下のサービスが利用できます。利用者の目標に応じて単独または組み合わせて利用します。

【栄養改善】

管理栄養士等が、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

【口腔機能向上】

歯科衛生士や言語聴覚士等が、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

訪問を受けて利用する

●訪問介護（ホームヘルプ）

要介護1～5の人

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。

■サービス費用のめやす

身体介護（20分以上30分未満） ▶ 2,440円
生活援助（20分以上45分未満） ▶ 1,790円

※早朝、夜間、深夜などは加算あり

通院のための乗車または降車の介助 ▶ 970円

※要支援では利用できません

※移送にかかる費用は別途自己負担

●訪問入浴介護

要介護1～5の人

介護職員と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護をします。

■サービス費用のめやす

12,660円

要支援1・2の人

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

■サービス費用のめやす

8,560円

●訪問看護

要介護1～5の人

疾患等を抱えている人について、看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

■サービス費用のめやす

訪問看護ステーションから（30分未満） ▶ 4,710円
病院または診療所から（30分未満） ▶ 3,990円

要支援1・2の人

介護予防訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師等が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。

■サービス費用のめやす

訪問看護ステーションから（30分未満） ▶ 4,510円
病院または診療所から（30分未満） ▶ 3,820円

要支援1・2の人は、
介護予防・日常生活支援総合事業の
「訪問型サービス」を利用します

要支援1・2の人

●訪問型サービス

市町村独自事業

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
- 保健師などが、健康に関する短期的な指導を行います。

●訪問リハビリテーション

要介護1～5の人

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションをします。

■サービス費用のめやす

1回*につき3,080円 ※20分間リハビリテーションを行った場合

要支援1・2の人

介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションをします。

■サービス費用のめやす

1回*につき2,980円 ※20分間リハビリテーションを行った場合

●居宅療養管理指導

要介護1～5の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

要支援1・2の人

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

■サービス費用のめやす

医師による指導 ▶ 5,150円（1か月に2回まで）

在宅に近い暮らしをする

要介護1～5の人

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

■サービス費用のめやす

要介護1～5 ▶（1日につき）5,420円～8,130円

●特定施設入居者生活介護

要支援1・2の人

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

■サービス費用のめやす

要支援1 ▶（1日につき）1,830円 要支援2 ▶（1日につき）3,130円



地域密着型サービス

高齢者が住みなれた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり支援します。要介護1～5、要支援1・2の人のために、地域の実情に合わせて市区町村の裁量で整備する「地域密着型サービス」を利用しましょう。

●小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

要介護1～5の人

要支援1・2の人

●夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活を送るための巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。

要介護1～5の人

●認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

要介護1～5の人

要支援1・2の人

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が共同生活をする住宅で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人

要支援2の人

※要支援1の人は利用できません。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

要介護1～5の人

※新規入所は原則として要介護3以上の人です。

●地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

要介護1～5の人

●看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

要介護1～5の人

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。

要介護1～5の人

●地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで受けられます。

要介護1～5の人

※原則として他市区町村のサービスは利用できません。



居宅での暮らしを支える

●福祉用具貸与

要介護1～5の人

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

要支援1・2の人 介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与します。

- 車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台
- 特殊寝台付属品 ●床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 手すり（工事をとまなわないもの）
- スロープ（工事をとまなわないもの）
- 歩行者 ●歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具を除く）
- ★自動排泄処理装置（原則として要介護4・5の人のみ）



上記●印以外については、要支援1・2と要介護1の人は原則として利用できません。

上記の福祉用具のうち、●固定用スロープ ●歩行者（歩行者を除く） ●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖は、利用方法（貸与、または販売）を選択できます。

■サービス費用のめやす

実際に貸与に要した費用に応じて異なります。

●特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）

要介護1～5の人

おもに入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、年間10万円を上限額として福祉用具購入費を支給します。（申請が必要です）

- 腰掛け便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●排泄予測支援機器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具

●固定用スロープ ●歩行者（歩行者を除く） ●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖は、利用方法（貸与、または販売）を選択できます。

要支援1・2の人 特定介護予防福祉用具販売

おもに入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、年間10万円を上限額として福祉用具購入費を支給します。（申請が必要です）

※「福祉用具販売事業者に対する指定制度」が導入されています。
※事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。

●住宅改修費支給

要介護1～5の人

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。

要支援1・2の人 介護予防住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。

※事前の申請が必要です。

短期間入所する

●短期入所生活／療養介護（ショートステイ）

要介護1～5の人

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす（短期入所生活介護）
介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合

要介護1～5 ▶（1日につき）6,030円～8,840円

■サービス費用のめやす（短期入所療養介護）
介護老人保健施設（多床室）の場合

要介護1～5 ▶（1日につき）8,300円～10,520円

特定短期入所療養介護（難病やがん末期の要介護者が利用した場合）

9,270円 ※4時間以上6時間未満

要支援1・2の人 介護予防短期入所生活／療養介護

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす（介護予防短期入所生活介護）
介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合

要支援1 ▶（1日につき）4,510円 要支援2 ▶（1日につき）5,610円

■サービス費用のめやす（介護予防短期入所療養介護）
介護老人保健施設（多床室）の場合

要支援1 ▶（1日につき）6,130円 要支援2 ▶（1日につき）7,740円



施設サービス

※要介護1～5の人が利用できます。
（要支援1・2の人は利用できません）



施設に入所する

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

※新規入所は原則として要介護3以上の人です。

●介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアをします。

●介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。